

第5章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の方針

5.1 バリアフリー化の方針

移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の方針は、バリアフリー化に関する主な基準等や、まち歩き、関連団体ヒアリングでの意見を踏まえ、本庄市が取り組む事項として5.2に示します。

● バリアフリー化に関する主な基準等

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進することが基本となります。

■ バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準・ガイドライン等	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	建築物	建築物移動等円滑化基準（建築物特定施設の構造及び配置に関する基準）	国土交通省【政令】 令和2年12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編	国土交通省 令和2年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編	国土交通省 令和2年10月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 役務編	国土交通省 令和3年年3月
	道路	増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	（財）国土技術研究センター 平成23年8月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	国土交通省 平成24年3月	
条例等	建築物等	埼玉県福祉のまちづくり条例	平成7年3月20日 埼玉県条例第11号
		埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック	埼玉県 令和3年7月一部改訂
	建築物	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）	平成20年7月8日 埼玉県条例第42号
		埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）の手引き	埼玉県 令和3年10月施行

5.2 バリアフリー化の促進に向けた取組

高齢者、障害のある人等をはじめ誰もが「利用しやすい施設」「移動しやすい環境」の整備に向けて、まち歩きや関係団体ヒアリングでの意見を踏まえた取組が求められます。

今後は、生活関連施設及び生活関連経路において、公共交通、公共施設（駐車場を含む）、建築物（病院、商業施設、業務施設など）、道路、公園、心のバリアフリーの6つの項目について、バリアフリー化の促進に向けてのアクセシビリティの確保及びユーザビリティの向上などの取組を整理しました。

これらの取組内容については、バリアフリーの進捗状況をチェックし、必要に応じてその内容の追加・見直しを行います。

● 公共交通（本庄駅や駅前広場、バス停など）

- 駅構内、自由通路などによる、よりわかりやすい案内方法と、改札口付近だけではなく複数箇所での情報提供について検討します。
- エレベーター乗降口へ誘導する視覚障害者誘導用ブロック、階段段鼻部の視認性、階段部の視覚障害者誘導用ブロックの2列化、手すりの安全性などについて基準等に基づき改修します。
- テラスバ本庄（南口複合施設）において、視覚障害者の誘導方針及び案内者不在時の対応等を検討します。
- 本庄駅駅前広場における歩道の凹凸、車止めの配置・高さ等の改善を検討します。
- 本庄駅南口駅前広場のバス乗降場所において、バスが正着できる構造となるようバス事業者及びタクシー事業者の意見を聴きながら検討します。
- 本庄駅駅前広場のタクシー乗り場において、急勾配のスロープの改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。
- 北口公衆トイレの案内表示、北口広場における障害者車両乗降場の案内表示について改善を検討します。
- エスカレーターの利用にあたっては、「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」（令和3年県条例第12号）を遵守し、立ち止まってのエスカレーター利用の周知を図るよう事業者に要請します。

● 公共施設（市役所など）

- 市役所全体における高齢者、障害のある人等の案内の方針を検討のうえ、案内表示、周知方法等を具体化します。
- 市庁舎正面の広場を将来的に活用して、利用者動線、駐車場配置等を含む空間再配置の検討を行います。
- 本庄駅前通り線の歩道部から市庁舎に至る歩行者動線や、市役所内駐車場から市庁舎に至る歩行者動線において、視覚障害者誘導用ブロックを適正に配置します。
- 市役所敷地入口から市庁舎に至るスロープにおいて、幅や屈曲部の安全確保など可能なものから改善します。
- 障害者用駐車場の位置、数、区画の広さ及び駐車場のユーザビリティ等につい

て改善を検討します。

- 国や県の動きを受け、パーキングパーミット制度（思いやり駐車場の整備）の取組を推進します。

● 建築物

- 建築物は、「公共施設（市役所など）」に準じ、バリアフリー化に関する基準等に基づき施設管理者へ整備や改善を依頼する。

● 道路（歩道、交差点など）

- 歩道の段差、勾配、路面の凹凸等のある箇所については、今後の道路改良事業等も踏まえ、歩道の平坦性の確保を検討します。
- 交差点部において、視覚障害者誘導用ブロック、車止め等の配置が不適切な箇所は検討のうえ改善します。
- 交差点部において、歩行者滞留スペース（平坦性、広さ等）が確保されていない場合は、今後の道路改良事業等も踏まえ改善を検討します。
- 交差点部におけるエスコートゾーンの導入、音響信号機の整備について検討します。
- 自転車の歩道走行によって高齢者、障害のある人等が危険にならないよう自転車走行ルールやマナーの周知を行います。
- 公共の場所への自転車の放置によって高齢者、障害のある人等が危険にならないよう自転車の放置防止のルールやマナーの周知を行います。
- 障害のある人と介助者が安全に通行できる歩道の幅を確保できる歩道の整備を推進します。
- 踏切部における歩道の整備を検討します。
- バス停留所における縁石の開口部とバス乗車口・降車口の位置が合っていない場合について、今後の改善を検討します。

● 公園（公園、緑地など）

- バリアフリー化に関する基準等に基づき整備、改善を行います。

● 心のバリアフリー

- 「障害の社会モデル」など障害への正しい理解や合理的配慮への考え方を浸透させるため、庁内関係部署と連携し、以下の取組を行います。
 - 市が行う講演会、イベント、研修等を通して、「障害の社会モデル」の周知・啓発を行うとともに「見えにくい障害」に対する理解や配慮が必要な人に関する理解を促進します。
 - コミュニケーション支援ボードや支援アプリ、各障害を対象としたマーク、高齢運転者標識及びマタニティマーク等の普及を通じ、障害のある人、高齢者、妊婦、子ども連れの人、外国人や性的マイノリティの人などの抱える困難やニーズの把握、啓発を促進します。
- 障害のある人や高齢者等と共に活動すること等を通じ、共感を促し、実際の行動につなげるための体験・学習による幅広い教育活動の推進や啓発機会の創出として、庁内関係部署と連携し、以下の取組を充実します。
 - 障害のある人や高齢者等と市民、事業者あるいは市職員との触れ合いの場・

機会を設け、気づきやバリアフリーの意識づくりを推進します。

- 児童生徒と障害のある人、高齢者と幼児等が触れ合い交流する機会の創出、車いす、アイマスクなどを用いた体験学習などを通し、心のバリアフリーに関する教育活動を推進します。
- 本庄市手話言語条例に示される「手話は言語である」との認識に基づき、手話による意思疎通の尊重や円滑な意思疎通の環境の構築を目指し、市職員や市民に対して手話講座を実施するなど理解及び普及に努めます。
- 市職員等関係者に対し、障害者差別解消法等の理解のための研修等を実施します。

○国や県の動きを受け、パーキングパーミット制度（思いやり駐車場の周知・啓発）の取組を推進します。

注) 上記の取組事項は、移動等円滑化促進地区の生活関連施設・生活関連経路において、対象となる施設などにより6つに分類しました。

第6章 移動等円滑化促進地区での届出制度について

6.1 行為に関する届出

(1) 届出制度の概要

バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出ることとされています。

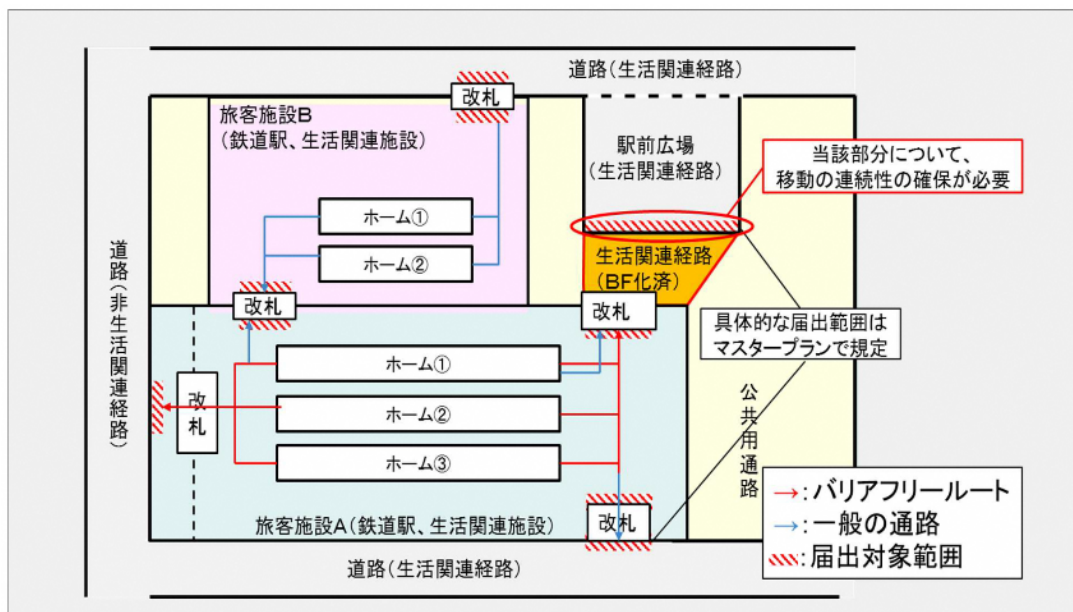
市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができます。

この制度により、市は改修内容を変更する等の要請を行うことが可能となり、施設間の移動の連続性を確保することができます。

■届出対象となる行為（バリアフリー法施行令第27条）

届出施設	届出対象となる行為
生活関連旅客施設 (生活関連施設である旅客施設)	当該旅客施設と以下の施設等との間の経路又は出入口の新設又は構造若しくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・他の生活関連旅客施設 ・生活関連経路である道路法による道路 ・生活関連経路である通路等（上記道路を除く）
道路 (生活関連経路である道路法による道路)	以下の施設等に接する道路の新設、改築又は修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連旅客施設の出入口 ・生活関連旅客施設に接する生活関連経路である通路等（道路以外）

■届出対象範囲のイメージ



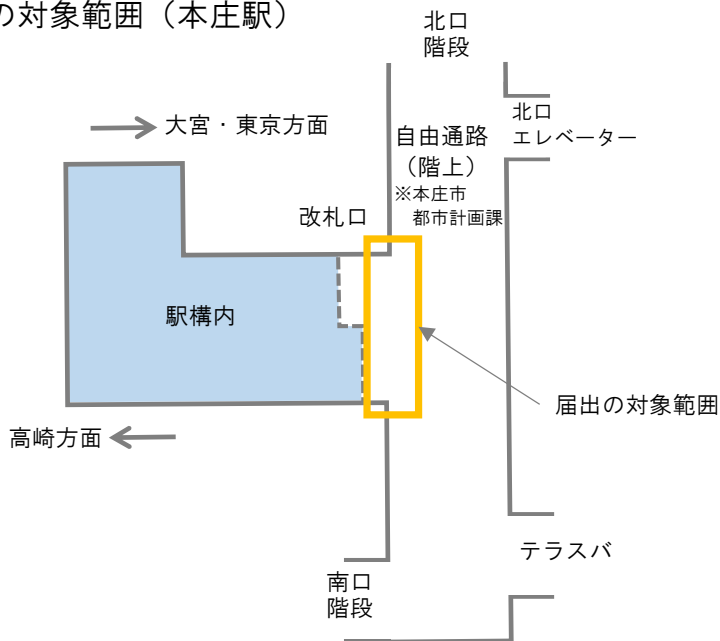
出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（令和3年3月、国土交通省総合政策局安心生活政策課）

(2) 届出制度の対象となる範囲

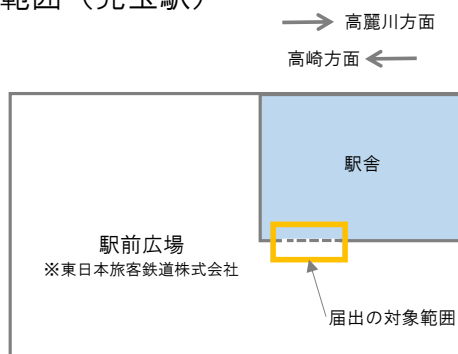
バリアフリーマスタープランにおいて生活関連施設として位置づける旅客施設について、バリアフリー法に基づく届出制度の対象範囲を設定します。

なお、以下に示しているのは、生活関連施設（旅客施設）と道路（公共通路）の境界を表す模式図であることから、事業実施の際には、各駅において各施設設置管理者が締結している協定による管理区分等を踏まえ、両者による協議の上で、届出の対象とすべき範囲を確定するものとします。

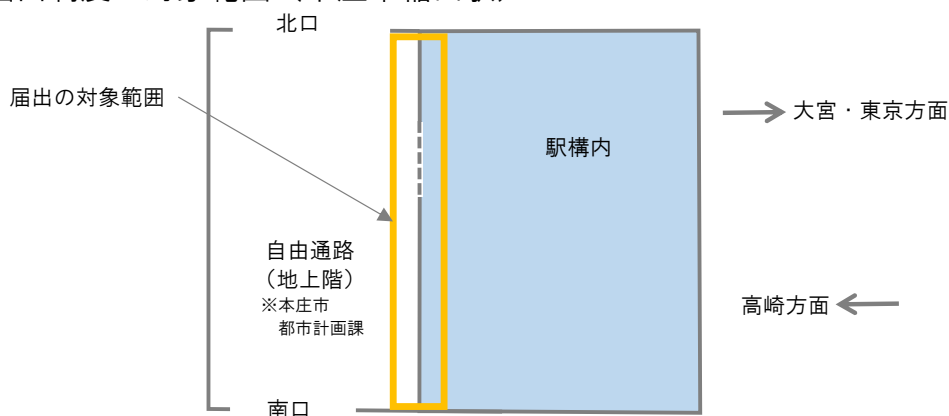
■届出制度の対象範囲（本庄駅）



■届出制度の対象範囲（児玉駅）



■届出制度の対象範囲（本庄早稲田駅）



※届出の詳細は、「バリアフリー法施行規則」によるものとします。

第7章 継続的な取組に向けて

7.1 移動等円滑化促進方針の評価及び継続的な取組に向けて

バリアフリー法では、概ね5年ごとに移動等円滑化促進方針に基づく整備等の実施状況について、調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。

本市では、高齢者、障害のある人等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、相互理解の促進を図り、バリアフリーマスタープランの評価を行うとともに必要に応じて見直しを行っていきます。

■移動等円滑化促進方針の評価及び継続的な取組

